

開催日時	平成31年1月11日(金) 15:30~17:00		
場所	岐阜市役所 八ツ寺別館2-A会議室		
出席	精神科医療機関	5	か所、5人
	訪問看護事業者	10	か所、13人
	関係機関・団体	5	関係機関、5人
	指定自立訓練事業者	2	か所、2人
	基幹相談支援サテライト	4	か所、4人
	市民健康センター	3	か所、3人
	合計34人(別紙名簿参照)		

○検討テーマ・・・精神障がい者の退院後支援体制について

厚生労働省は平成28年7月の相模原市における障害者支援施設での殺傷事件を受け、平成30年3月に「地方公共団体による精神障害者の退院後支援に関するガイドライン」を都道府県知事・保健所設置市長等に通知した。それに伴い、岐阜県において平成30年12月1日付で「措置入院者退院後支援実施要綱」を制定し、措置入院者の退院後支援を開始している。

本市においても昨年度の専門部会「精神障がい者の地域支援体制について」で実施した「精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築」に向けた協議において、長期入院者の退院促進が課題の一つとして挙げられている。そのため、今回の協議会では、新たに始まった措置入院者退院後支援事業について理解を深め、関係機関の包括的な支援体制を構築させるための協議をする機会とした。

1. 精神障害者の退院後支援に関するガイドラインについて(資料1)

- ・退院後に必要な医療、福祉、介護、就労支援等の支援をすることが必要。
- ・自治体を中心となり体制の整備を実施する。
- ・精神障がい者が退院後どこの地域に住んでも、その人らしい生活を安心して送れる様にするこを目的で、精神保健福祉法第47条により、自治体を中心となっていく。
- ・入院先病院は、自治体に協力し、担当者を選任しアセスメント、意見書等の提出、会議等に参加し病状の安定に努める。

2. 精神保健福祉法による入院形態について(資料2)

精神保健福祉法に基づく入院形態は、任意入院、措置入院、緊急措置入院、医療保護入院、応急入院がある。措置入院は入院させなければ自傷他害のおそれがある精神障がい者を対象とし、医療保護入院は医療による保護が必要な精神障がい者を対象としており、家族等の入院の同意が必要となる。

3. 事例紹介(資料3、非公開)

- ・県外の医療機関に措置入院していた方が退院するにあたり保健所へ連絡が入った。保健所において退院後の通院医療機関を調整し、支援計画を作成した。支援計画作成の経緯や、その後の経過や対応について紹介する。
- ・初診時にケア会議を開催。デイケアや訪問看護の利用を提案した。
- ・本人からは「家の中の片付けができないこと」「デイケアまでの交通手段」について相談があった。デイケアや訪問看護は問題なく利用できていたが、現在は薬の調整目的で任意入院をしている。

4. 意見交流

* 4 グループに分かれ、それぞれの立場から意見交換を実施。その後、グループごと発表。

<ガイドライン説明を受け疑問点>

Q. 計画は何処が策定するのか？

A. 保健所と市民健康センターとで策定。

Q. 同意を得られない人はどうするのか？

A. このガイドラインは同意を得られた人が対象。

Q. 支援の期間は？

A. ガイドラインでは、基本6ヶ月、最長1年となっている。

Q. 退院後支援は、誰が指示を出し、誰が策定するのか

A. 病院の主治医の意見書を踏まえ、同意を得た者のみ保健所と市民健康センターが策定

<市民健康センター>

- ・市民健康センターは、保健所と共同で支援計画を策定する。
- ・市民健康センターが中心となり、訪問活動を実施する。

<医療機関>

- ・デイケアの利用が途絶えた場合、来なくなる理由は分からないが、家族に連絡はしている。
- ・主治医の支援がないと連携は途絶えてしまう。退院後支援を入れるためには主治医の理解が必要。

<訪問看護事業者>

- ・精神科訪問看護は薬の管理が中心となる。薬を中断させないように支援している。
- ・主治医（医師）の指示を受けて自宅へ訪問するため、主治医と連携が大切。
- ・退院時に訪問看護を導入する場合、主治医からの情報提供があり、利用者との信頼関係が築きやすい。
- ・長期入院等によって住まいがない障がい者に対し、住まい探しの支援から連携して行っている。

<基幹相談支援センターサテライト>

- ・保健所、市民健康センターなどと連携し、助言や情報提供はできると思われる。

<機能強化型包括支援センター>

- ・地域で暮らす高齢者の支援として、自治会、民生委員などの地域の理解を得られるよう連携を行っている。

<家族会>

- ・本人が、家族に不満をぶつけてくることもあり、公的機関（保健所等）の介入が必要と感じる。

5. まとめ

- ・この退院後支援制度について、多くの参加者が概ねの流れは知っていた。
- ・措置入院者への対応は経験が少ないため不安がある機関が多い現状がある。退院後支援はガイドラインがない頃から保健所が中心となり、試行錯誤で実施していた。今後、ガイドラインに沿って調整を進めていく中で、関係機関の理解を得ながら、再入院を防ぐことができるとよい。
- ・関係機関同士が連携を図ることで、「精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築」に繋がっていきたい。

〔当日の様子〕

